

2021年9月21日

国立大学法人金沢大学
職員課長 清水 健 様

金沢大学教職員組合
執行委員長 岩崎 宏

休日労働への対応について

休日労働への対応について、以下の通り申し入れますので、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

記

1. 休日労働が行われた場合は、休日労働手当を支払うか、確実に振替休日等を割り振ること。

(補足説明)

附属学校園では、(就業規則51条によると推察しますが) 休日労働の振替が、「1日」または「4時間」の単位で行われています。そのため、「4時間未満」「4時間以上1日未満」の休日労働については、振替休日が割り振られていません。休日労働手当も支払われておらず、賃金未払いの違法な状態となっています。

「4時間未満」「4時間以上1日未満」の休日労働については、それぞれ「4時間」「1日」とみなして、振替休日を割り振ること。または、実際の休日労働の時間数に応じて、振替休日(時間)を割り振る等、柔軟に対応すること。

附属学校に限らず、同様の取扱いがなされている部局があれば、改善すること。

以上